

「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設について
(報 告)

平成27年5月12日

大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会

目 次

「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設について（報告）	
1. はじめに	1
2. 「職業実践力育成プログラム」認定制度について	
（1）制度の目的及び期待される効果	
①制度の目的	3
②制度の創設により期待される効果	3
（2）認定基準等	
①対象とするプログラムの範囲	5
②認定すべきプログラムの教育内容・教育方法	5
③認定すべきプログラムの設計	6
ア. 対象とする職業分野や修得可能な能力の明確化について	
イ. 成績評価について	
ウ. 自己点検・評価について	
エ. 企業等との連携について	
オ. 社会人が受講しやすい工夫について	
④名称について	8
3. おわりに	9
【参考】認定の仕組みについて	10
○参考資料	
・「職業実践力育成プログラム」認定制度について（概要）	13
・「大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラム に関する検討会」について（平成27年3月5日高等教育局長決定）	14
・会議日程	16
・関係データ等	17

「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設について（報告）

1. はじめに

- 平成27年3月に、教育再生実行会議「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」（第六次提言）において、我が国におけるこれからの持続的な成長は、多様な経歴を持った人々が社会の担い手として能力を発揮できる全員参加型社会の実現によって可能となるものであり、国家戦略として、「社会に出た後も、多様な全ての人が、都市でも地方でも、学び、輝き続ける社会」を実現することとした上で、その取り組むべき方策のひとつとして、「大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。」との提言がなされた。

- これを踏まえ、文部科学省に設置された「大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会」において、平成27年3月以降、4回の会議を開催し、社会人の学び直しに資する実践的・専門的なプログラムの内容など認定の仕組みを構築するに当たり必要な事項等について検討を行ってきた。

- 職業に必要な能力を修得、更新及び向上するため、大学等において学術的な背景のもとで体系的に行われる教育を改めて受けたいと考える人は多く、そのニーズは高い。

- 大学等においては、このようなニーズに対応するため、これまでも社会人を対象としたプログラムの提供を行ってきたが、社会人や企業等からの知名度が高くないことや、必ずしも社会人や企業等のニーズに合ったカリキュラムや教育方法が提供されていないこと、社会人にとって受講料が経済的な負担となることなどから、実際に大学等で学び直している人は少ないのが現状である。

- 「社会人」は、働きながら仕事に必要な能力を向上したい人、再就職に当たって学び直したい人や能力を向上したいが何を学べばいいかわからない人など、それぞれが様々な背景を持つとともに、企業派遣や自己啓発など学び直す形態も様々であることから、大学等において、大学等の有する

資源を活用しながら、社会人や企業等が求める能力向上に資する多様なプログラムが提供され、学べる機会が継続的に広く提供されていくことが望ましい。

- 中でも、社会からの需要はあるが、現在、大学等において、さほど提供されていない「女性活躍」、「非正規労働者のキャリアアップ」、「中小企業活性化」、「地方創生（地域活性化）」などにフォーカスしたプログラムの拡大・奨励や、これまで社会人の学び直しプログラムとしては注目されてこなかったが、職業に必要な能力の修得に資するプログラムの掘り起こしを行うことも重要である。
- このため、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校において、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを提供する場合に、当該プログラムを文部科学省が認定し奨励することにより、社会人の学び直し選択肢の可視化、大学等におけるプログラムの魅力向上、企業等の理解増進を図る必要がある。
- なお、当該認定制度は、文部科学省においてこれまで実施してきた社会人の学び直しを促進するための政策による実績も踏まえながら、具体的な設計・運用がなされる必要がある。
- この「職業実践力育成プログラム」認定制度の目的及び認定基準等については、次のとおりと考える。

2. 「職業実践力育成プログラム」認定制度について

(1) 制度の目的及び期待される効果

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校において、社会人や企業等のニーズに応じた魅力的なプログラムが提供されるとともに、社会人が当該プログラムの受講を通じて職業に必要な能力を修得することを促進するため、大学等における正規課程及び学校教育法第105条に基づき体系的に編成された特別の課程（履修証明プログラム）^{*1}のうち、実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」として文部科学省が認定する。

これにより、i) 社会人の学び直す選択肢の可視化、ii) 大学等におけるプログラムの魅力向上、iii) 企業等の理解増進が図られる。

①制度の目的

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校において、学術的な背景のもとで、社会人（特に職業に必要な能力の修得を求める人※）や企業等のニーズに応じた魅力的なプログラムが提供されるとともに、社会人が当該プログラムの受講を通じて職業に必要な能力を修得することを促進するため、大学等における実践的・専門的なプログラムを文部科学省が認定する制度を創設する。

※在職者（正規・非正規を問わない）、求職者など。雇用者、自営業者を問わない。

②制度の創設により期待される効果

当該認定制度を構築することにより、i) 社会人の学び直す選択肢の可視化、ii) 大学等におけるプログラムの魅力向上、iii) 企業等の理解増進が図られ、①の目的を実現することが可能となる。

i) <社会人の学び直す選択肢の可視化>

- ・社会人が現在の職業、転職及び求職に必要な能力を修得したいと考えた際に、大学等が提供するプログラムから、求める能力の修得に資するものを選択しやすくする。
- ・中でも、「女性活躍」、「非正規労働者のキャリアアップ」、「中小企業活

*1履修証明プログラム（学校教育法第105条）：各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）において、社会人等を対象に、大学等の教育・研究資源を活かし体系的に編成された、総時間数120時間以上の特別の課程。修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付。

性化」、「地方創生（地域活性化）」（※）などにフォーカスしたプログラムについては、それぞれ一覧にして公表・周知することにより、一層の可視化を図るとともに、大学等におけるこれらの取組を奨励することにもつながると考えられる。

※＜プログラム例＞

「女性活躍」：育児等で離職していた女性の再就職支援や女性起業家育成など

「非正規労働者のキャリアアップ」：業界団体やNPO等と連携したキャリアアップなど

「中小企業活性化」：中小企業の中核人材育成や企業における製品の開発支援など

「地方創生（地域活性化）」：地域産業活性化、地域を支えるリーダー育成や地方公共団体職員の能力向上など

- ・また、大学等における既存のプログラムで、これまで社会人の学び直しプログラムとしては注目されてこなかったが、職業に必要な能力の修得に資するプログラムの掘り起こしを行うことにより、社会人が選択しやすくすることも必要である。

ii) ＜大学等におけるプログラムの魅力向上＞

- ・文部科学省が、一定の基準に基づき、大学等の実践的・専門的なプログラムを認定することによって、大学等におけるプログラムの内容が、社会人や企業等のニーズに応じた教育内容や社会人が職業と両立しやすい弾力的な履修形態となるなどの改善が図られ、より一層社会人や企業等にとって魅力あるものとなる。
- ・また、「社会人」は、働きながら仕事に必要な能力を向上したい人、再就職に当たって学び直したい人や能力を向上したいが何を学べばいいかわからない人など、それぞれが様々な背景を持つとともに、企業派遣や自己啓発など学び直す形態も様々であることから、大学等において、大学等の有する資源を活用しながら、社会人や企業等が求める能力向上に資する多様なプログラムが提供され、学べる機会が継続的に広く提供されていくことが望ましい。

iii) ＜企業等の理解増進＞

現状として、約半数の企業等が原則として大学等への修学を認めていないが、文部科学省が大学等の実践的・専門的なプログラムを認定することにより、社会人のプログラム受講に対する企業等の理解が得られやすくなる。

(2) 認定基準等

①対象とするプログラムの範囲

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における正規課程及び履修証明プログラムであること。

- 職業に必要な実践的・専門的な知識及び技術を修得するためには、体系的な教育課程を修了する必要があると考えることから、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程のほか、社会人や企業等からの短期間での学び直しのニーズに対応するため、履修証明プログラムを対象とする。

※社会人が自らの能力向上を、若しくは、企業等が職員の能力向上を目的として、参加できるプログラムを対象にすべきと考えることから、特定の企業や団体のみを対象とするプログラムは対象としない。

※既存・新規を問わず、認定基準に該当するプログラムであれば認定する。

②認定すべきプログラムの教育内容・教育方法

職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を育成するため、

- プログラムの対象とする職業分野に応じた専門的な教育内容とすること。
- 総授業時数の一定以上を以下のいくつかの教育方法による授業で占めていること。
 - ・ 実務家教員や実務家による授業、
 - ・ 双方向若しくは多方向に行われる討論（課題発見・解決型学修、ワークショップ、グループディスカッションやケースメソッドなど）、
 - ・ 実地での体験活動（インターンシップ、海外大学等への留学や現地調査など）、
 - ・ 企業等と連携した授業

- 職業に必要な実践的・専門的な知識及び技術を育成するに当たっては、学際性に配慮した学修や特定の分野を深く追求した学修だけでなく、実務家教員による最先端にテーマを置いた内容の授業や実際の課題を題材にした内容の授業、一方向に行われる講義ではなく双方向若しくは多方向に行われる討論などの実践性の高い授業が、総授業時数の一定以上を占めている必要がある。

- 正規課程・履修証明プログラムという受講形態や学問分野が異なるとしても、職業に必要な実践的・専門的な知識及び技術を育成する教育手法としては上述の項目が共通して貢献するものと考えられる。

③認定すべきプログラムの設計

ア. 対象とする職業分野や修得可能な能力の明確化について

プログラムの対象とする職業分野を具体的かつ明確に設定し、公表していること。

当該プログラムによって修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表していること。

- プログラムの対象とする職業分野や当該プログラムによって修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表することを認定基準とすることにより、大学等においてプログラム設計やカリキュラム編成を行うに当たって、これらを一層意識した教育内容・教育方法とすることが見込まれるとともに、社会人や企業等が求める能力の修得に資するプログラムを選択しやすくなる。
- また、大学等において、プログラムの修了時に独自の資格や証明書を付与するなど、当該プログラムの修了者が社会的に評価される工夫を行うことは、社会人に対する学び直しのインセンティブ付与にもつながるものであり、奨励されるべきものである。

イ. 成績評価について

受講者の成績評価を行っていること。

- 正規課程においては実施されていることであるが、履修証明プログラムについても、受講者の成績評価を行うことを認定基準とすることにより、受講者の意識向上や当該プログラムに対する社会的な評価の向上につながる。

ウ. 自己点検・評価について

自己点検・評価を行い、結果を公表していること。

- 正規課程においては実施されていることであるが、履修証明プログラムについても、自己点検・評価を行い、結果を公表することを認定基準とすることにより、大学等に対して、結果を踏まえたプログラムの恒常的な改良を意識づけることができ、質の担保につながる。
- また、自己点検・評価を行うに当たっては、プログラム修了後の修了者の状況（雇用への接続及び能力の修得等）について、各プログラムの内容に応じて、効果の検証を行い、公表することとする。

エ. 企業等との連携について

課程の編成及び自己点検・評価に当たっては、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築していること。

- 課程の編成及び自己点検・評価の過程で、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築することにより、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム内容に発展させていくことが必要である。
- 意見を取り入れる仕組みとしては、例えば、企業等を含めた課程編成の検討や評価を行う会議体を設置することなどが考えられる。

オ. 社会人が受講しやすい工夫について

社会人が受講しやすい工夫を行っていること。

- 開講時間・開講日、開講場所や費用等が社会人の学び直しの障害となっている場合があることから、各プログラムに適した方法により、例えば、休日・週末・早朝・夜間の開講、長期休暇期間における集中開講、サテライト開講、IT活用、社会人を対象とした経済的支援の仕組みの整備、補講の実施などの社会人が受講しやすい工夫を行っている必要がある。

④名称について

社会人や企業等のニーズに応じ、職業に必要な実践的・専門的な知識及び技術を育成するためのプログラムを認定する制度であることから、「職業実践力育成プログラム」認定制度という名称が考えられる。また、社会人や企業等に馴染まれ、社会的に定着するような愛称を設けることも必要である。

3. おわりに

- 本制度は、予算等による支援事業という形ではなく、制度として普遍的な仕組みを創設することにより、社会人の学び直しを継続的・発展的に拡大していくための土台となるものと考えており、まずは、本報告を踏まえ、具体的な「職業実践力育成プログラム」認定制度の早期創設を期待するものである。

- 本検討会においては、当該制度の設計以外に、大学等における新規プログラム立ち上げ時にトライアルしやすい仕組みの整備や教員へのインセンティブ付与、社会人が学び直しに取り組みやすい職場環境づくりやプログラムの実施に協力する企業等を応援団として呼び込む仕組みづくりの必要性などについても、広く議論がなされた。

- 今後、本制度を土台とし、文部科学省における社会人の学び直し関係施策や、厚生労働省における労働者への教育訓練に係る支援制度等各省の政策との連携など、社会人の学び直しを促進していくために必要な政策があわせて行われることにより、さらなる効果を期待するものである。

【参考】認定の仕組みについて

<認定>

- 文部科学省において、毎年、大学等からプログラムの公募を実施。（応募に当たっては、大学等から必要な申請書類を文部科学省に提出。）
- 文部科学省で申請を受け付け、申請書類の内容について、認定基準への適合・不適合を審査。
- 適合したプログラムを「職業実践力育成プログラム」として認定・公表。

<認定の取消>

- プログラムの認定を受けた大学等は、申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合（プログラムの廃止を含む）には、文部科学省に届出を行う。文部科学省において、届出の内容を確認の上、認定基準に適合していない場合には、認定を取り消す。
- また、文部科学省において、定期的に、認定したプログラムの実施状況の確認を行うとともに、随時、必要な資料の提出を求めるとし、認定基準に適合していない場合には、認定を取り消す。

<その他>

- 申請する各プログラムが「女性活躍」、「非正規労働者のキャリアアップ」、「中小企業活性化」、「地方創生（地域活性化）」などにフォーカスした取組である場合には、申請書類にその旨を記載していただき、認定プログラムの公表の際に、それぞれ一覧にして公表する。
- 応募を検討する大学の参考に資するため、公募の際には、各大学の工夫の事例をあわせて周知する。

参 考 资 料

「職業実践力育成プログラム」認定制度について(概要)

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。



「大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会」における検討(平成27年3月に設置、4回の会議を開催)

社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラム**を「**職業実践力育成プログラム**」として文部科学大臣が認定

【目的】

- ・社会人や企業等のニーズに応じた魅力的なプログラムの提供の促進
- ・プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の修得の促進

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における**正規課程及び履修証明プログラム**
- 総授業時数の一定以上を以下のいくつかの教育方法による授業で占めている
 - ①**実務家教員や実務家による授業** ②**双方向若しくは多方向に行われる討論**
 - ③**実地での体験活動** ④**企業等と連携した授業**
- 修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 受講者の成績評価を実施
- **自己点検・評価を実施し、結果を公表**
- 課程の編成及び自己点検・評価において、**組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**
- 週末開講等、**社会人が受けやすい工夫の整備**



上記要件を満たす**実践的・専門的なプログラム**を文部科学大臣が認定することにより、**①社会人の学び直し選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進、を図り、社会人学び直しを推進**

「大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会」 について

〔平成27年3月5日
高等教育局長決定〕

1. 趣旨

教育再生実行会議において、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、国は、大学等が提供する社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムを認定し、奨励する仕組みを構築すべきとの提言（第6次提言（平成27年3月4日））がなされた。これを踏まえ、社会人の学び直しに資する実践的・専門的な教育プログラムの内容など仕組みを構築するに当たり必要な事項等について、検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 社会人の学び直しに資する実践的・専門的な教育プログラムの内容について
- (2) その他、仕組みを構築するに当たり必要な事項等について

3. 構成員

- (1) 検討会は、別紙の者により構成するものとする。
- (2) 検討会には、必要に応じて、構成員以外の者を参画させることができるものとする。

4. 実施期間

平成27年3月5日から平成28年3月31日までとする。

5. その他

この検討会に関する庶務は、関係局課の協力を得つつ高等教育局専門教育課において処理する。

大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会

委員名簿

- 乾 喜一郎 株式会社リクルートライフスタイル『社会人&学生のための
の大学・大学院選び』編集長
- いわたて
岩立 康也 株式会社肥後銀行人事部長
- ◎荻上 紘一 大妻女子大学学長
- かんの
菅野 寛 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
- 小杉 礼子 独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー
- 小林 文彦 伊藤忠商事株式会社常務執行役員CAO（兼）人事・総務部長
- しんたに
新谷 信幸 日本労働組合総連合会総合労働局長
- すぎたに
杉谷 祐美子 青山学院大学教育人間科学部教育学科教授
- 田宮 直彦 株式会社日立製作所人財統括本部人事勤労本部長、日本経
済団体連合会教育問題委員会・企画部会委員
- ほつきりがわ
堀切川 一男 東北大学大学院工学研究科教授

◎：座長、○：座長代理（五十音順、敬称略）

大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会
会議日程

【第1回】平成27年3月19日（木）13:00～15:00

- ・社会人の学び直しの現状等について

【第2回】平成27年3月31日（火）10:00～12:00

- ・関係者からのヒアリング

慶應義塾大学大学院経営管理研究科

慶應義塾大学大学院システム・デザイン・マネジメント研究科

岩手大学アグリフロンティアスクール

【第3回】平成27年4月14日（火）17:00～19:00

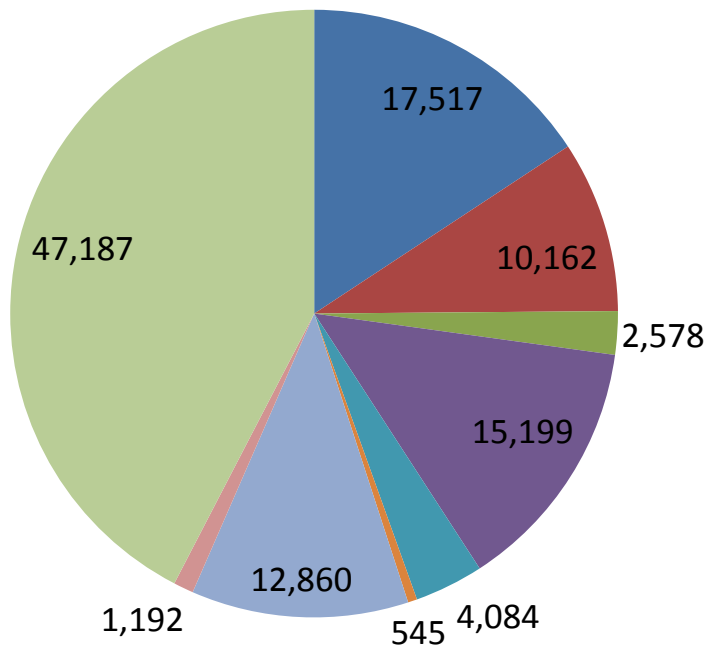
- ・認定の仕組みの方向性

【第4回】平成27年4月22日（水）10:00～12:00

- ・議論のまとめ

高等教育機関において学び直しを行っている社会人の人数

○ 高等教育機関で学び直しを行っている人数(平成27年3月時点集計^{※注})は、11.1万人。



- 大学院の社会人入学者数
- 大学(学士課程)への社会人入学者数
- 短期大学の社会人入学者数
- 専修学校の入学者のうち就業している者
- 履修証明制度(大学)
- 履修証明制度(短大)
- 科目等履修制度(大学)
- 科目等履修制度(短大)
- 専修学校の附帯事業

出典：文部科学省調べ

※注 複数の既存調査を基に作成しているため、各データの調査対象年度は統一されていない。

大学等における社会人受け入れの推進に関する教育関係の仕組み

概要	概要
社会人特別入学者選抜 社会人を対象に、小論文や面接等を中心に行う入学者選抜 【平成26年度実施状況】大 学:552校 入学者:1,185人 【平成23年度実施状況】大 学:449校 入学者:8,144人	大学院における短期在学コース・長期在学コース 大学院の年限を短期又は長期に弾力化したコース 但し、短期在学コース制度は修士・専門職学位課程のみ 【平成23年度設置状況】 短期在学コース : 65校 長期在学コース : 163校
夜間・昼夜開講制 社会人の通学上の利便のため昼間、夜間に授業を行う制度 【平成25年度実施状況】 大 学:夜間16校、昼夜30校、大学院:夜間24校、昼夜316校 【平成26年度実施状況】 専門学校:夜間等649学科、昼夜211校	履修証明制度 社会人を対象に体系的な教育プログラム(120時間以上)を編成し、その修了者に対し、大学・専修学校等が履修証明書を交付できる制度 【平成24年度実施状況】(放送大学を除く) 大 学:72校 受講者数:4,084人 証明書交付者数:1,995人 【平成23年度実施状況】 専門学校:77校 証明書交付者数:2,435人
科目等履修生制度 大学等の正規の授業科目のうち、必要な一部分のみについてパートタイムで履修し、正規の単位を修得できる制度 【平成24年度実施状況】(放送大学を除く) 大 学:743校、履修生:22,570人 【平成26年度実施状況】 専門学校:158校、6,565人	サテライト教室 大学学部・大学院の授業をキャンパス以外の通学の便の良い場所で実施する取組 【平成24年度 サテライト教室の設置割合】 大 学:21.4%、短大:6.1% <small>出典:平成24年度開かれた大学づくりに関する調査研究(平成全国の大学・短期大学を対象としたアンケート調査(回収数:1062))</small>
長期履修学生制度 学生が職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し、学位を取得することができる制度 【平成24年度実施状況】 大 学:364校、3,406人(学部210人、大学院:3,196人)	大学公開講座 大学等における教育・研究の成果を直接社会に開放し、地域住民等に高度な学習機会を提供する講座 【平成23年度開設状況】 開設大学数:973大学等 開設講座数:36,696講座 受講者数:1,399,868人
通信制 通信教育を行う大学学部、大学院修士・博士課程及び専門学校 【平成26年度実施状況】 大学学部45校 212,474人、うち放送大学学部81,616人 大学院:27校、8,523人 大学院(修士課程のみ):7,642人 専門学校:1,151人	
専門職大学院 高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院 【平成26年度設置状況】122校 175専攻 うち、法科大学院67校67専攻、教職大学院25校25専攻	

出典：文部科学省調べ

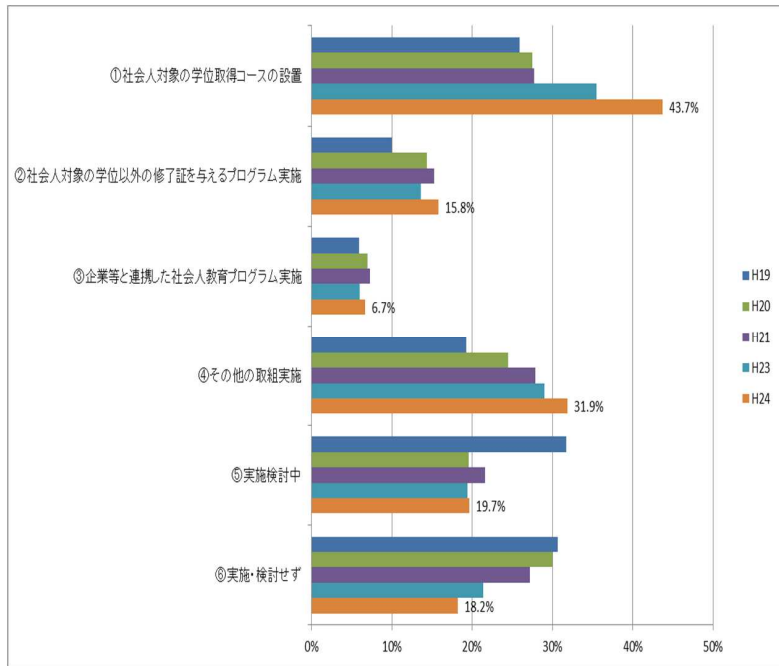
大学院における社会人学び直しの取組状況

- 多くの大学院が、社会人への再教育の実施あるいは実施に向けた検討を行っている。
- 平成19年度から24年度までの経年変化を見ると、社会人を対象とした学位取得を目的としたコースを設置している大学院は増加傾向にある。

リカレント教育に関する取組(複数回答)

	国立 (大学数:86)	公立 (大学数:72)	私立 (大学数:457)	合計 (大学数:615)
①主に社会人を対象とした専攻など学位取得を目的としたコースを設置	59 (68.6%)	28 (38.9%)	182 (39.8%)	269 (43.7%)
②社会人を対象とした学位以外の修了証を授与する教育プログラムを実施	38 (44.2%)	14 (19.4%)	45 (9.8%)	97 (15.8%)
③企業等と連携して開発した社会人を対象とした教育プログラムを実施	13 (15.1%)	5 (6.9%)	23 (5.0%)	41 (6.7%)
④その他の取組や教育プログラムを実施	56 (65.1%)	22 (30.6%)	118 (25.8%)	196 (31.9%)
⑤実施について検討	8 (9.3%)	13 (18.1%)	100 (21.9%)	121 (19.7%)
⑥実施も検討もしていない	5 (5.8%)	13 (18.1%)	94 (20.6%)	112 (18.2%)

リカレント教育に関する取組(平成19~24年度の推移)



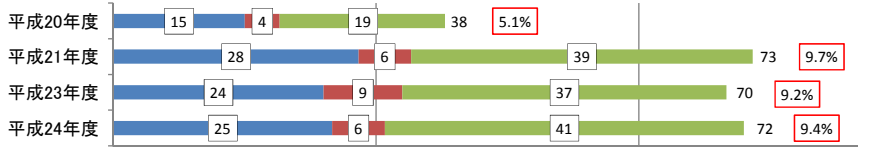
出典:文部科学省調べ(平成24年度大学院活動状況調査)
※大学への調査

履修証明制度

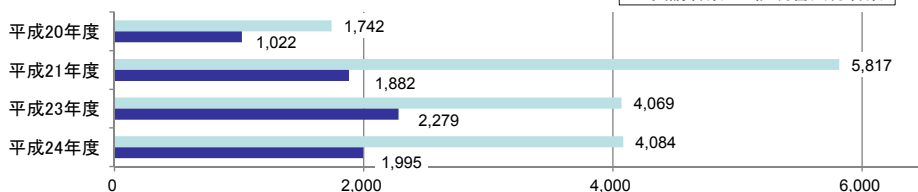
- 当該大学の学生以外のもので大学入学資格を有する者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、学校教育法に基づいて修了の事実を証明する「履修証明書」を交付する履修証明制度を平成19年から実施。
- 「特別の課程」の要件については、①当該大学の開設する講義・授業科目により体系的に編成されていること、②総時間数は120時間以上であること、等が学校教育法施行規則において規定されている。

《平成24年度:72大学で136プログラムを提供》

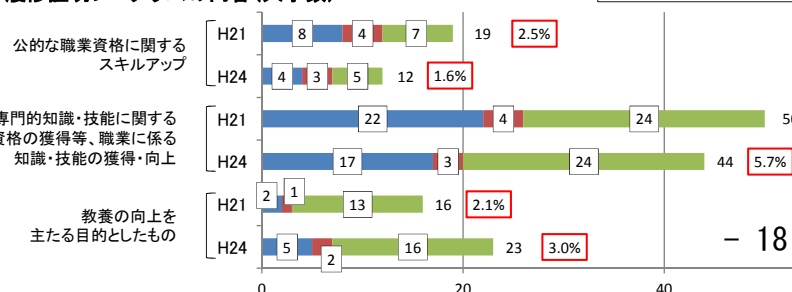
履修証明プログラムを開設している大学



履修証明プログラムの受講者数・証明書交付者数(実績)



履修証明プログラムの内容(大学数)



《各大学における履修証明プログラム例》

(平成23年3月末現在)

- 帝塚山大学:「英語による奈良観光ガイド人材養成プログラム」
- 佐賀大学:「農業技術経営管理学(農業版MOT)教育プログラム」
- 青山学院大学:「ワークショップデザイナー育成プログラム」
- 静岡県立大学短期大学部:「体系的なHPS養成教育プログラムの開発」
- 専修大学:「KS(川崎・専修)コミュニティ・ビジネス・アカデミー」

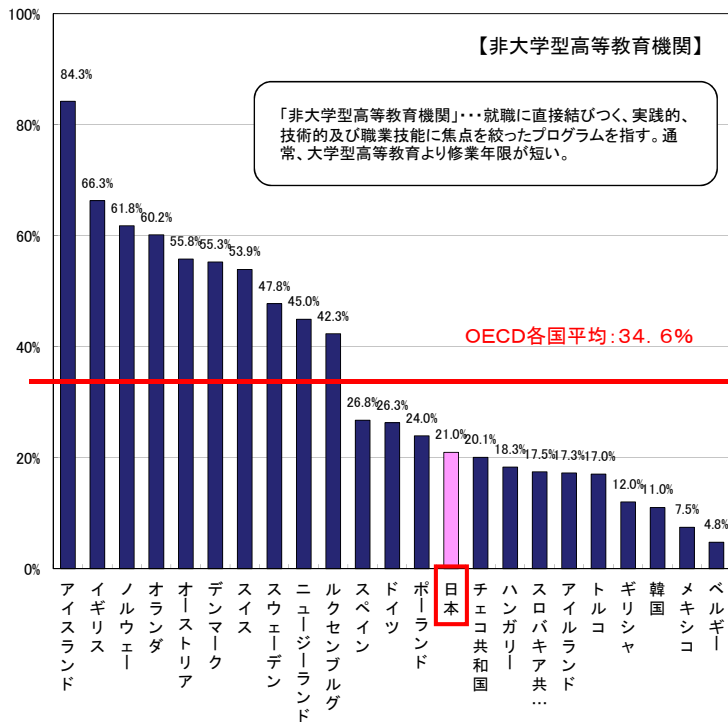
(※)放送大学を除く。
(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。
出典:文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)」

高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合(国際比較)

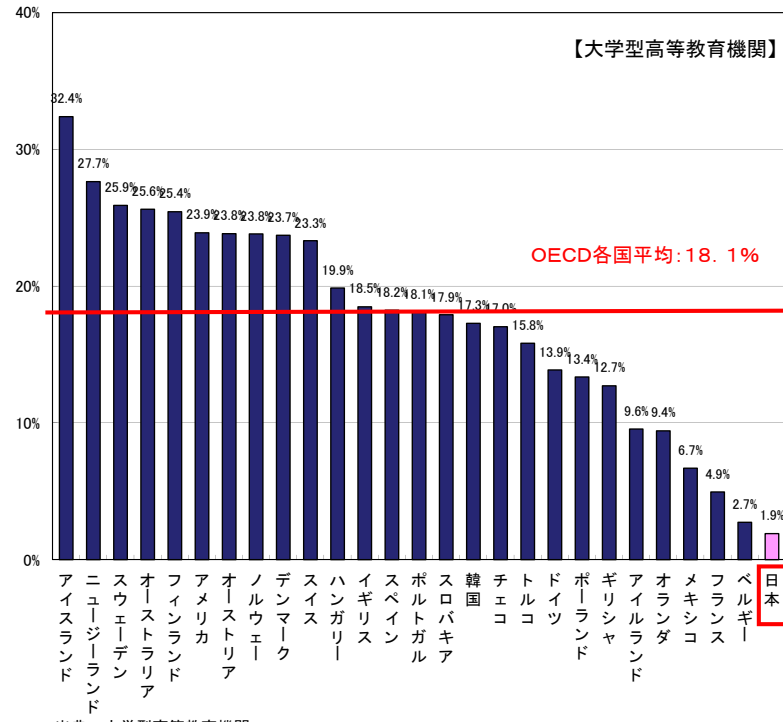
就業を目的とする高等教育機関への入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約3.5割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は約2.1%と低い。

大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は1.9%と低い。

25歳以上の入学者の割合の国際比較 (2012年)



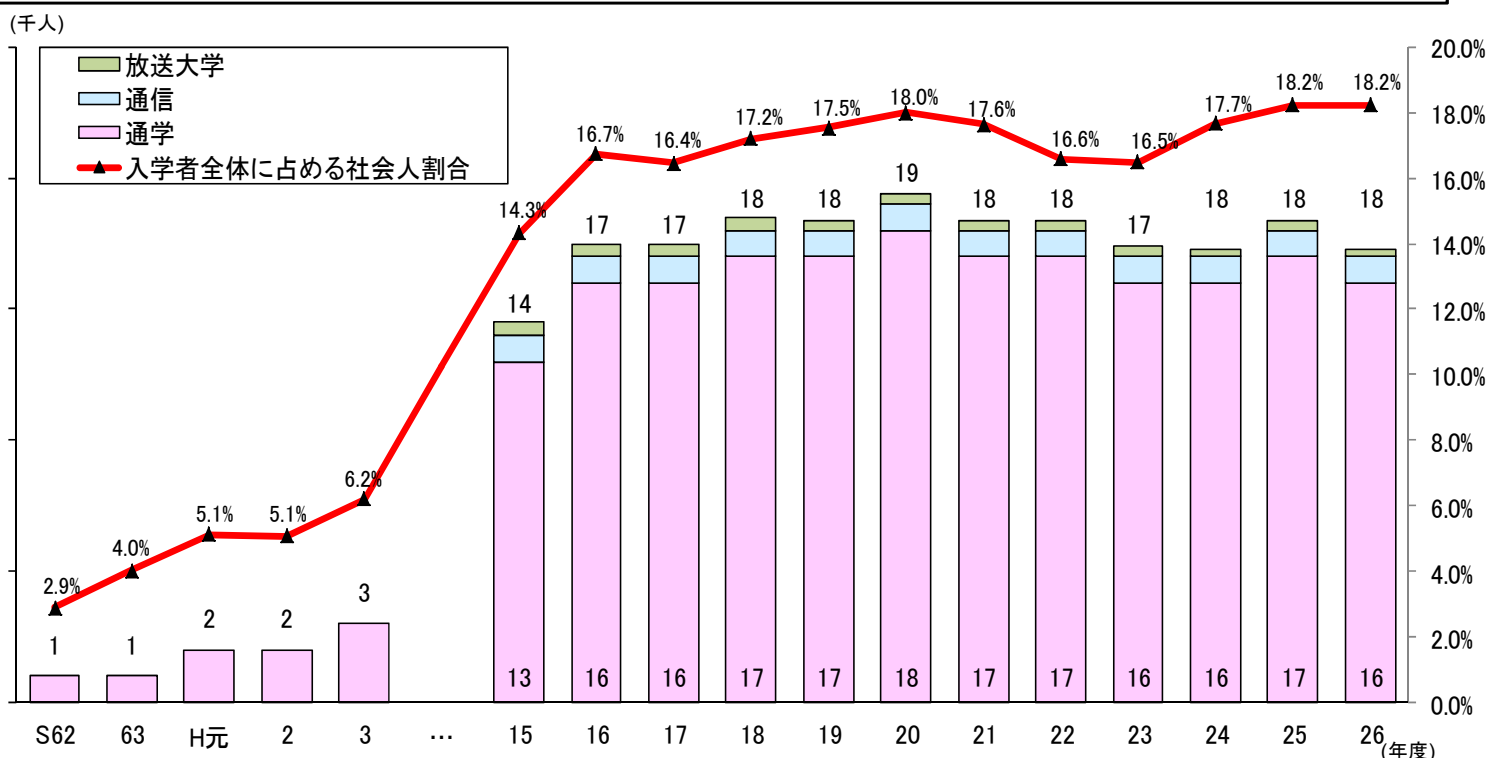
出典: 非大学型高等教育機関
「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(短期大学及び専修学校(専門課程)))



出典: 大学型高等教育機関
「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本調査」と文部科学省調べによる社会人入学生数(4年制大学))

社会人入学者数(推計)の推移(大学院)

博士・修士・専門職学位課程への社会人入学者数(推計)は、平成20年の約1.9万人をピークに微減し、平成26年度は約1.8万人。



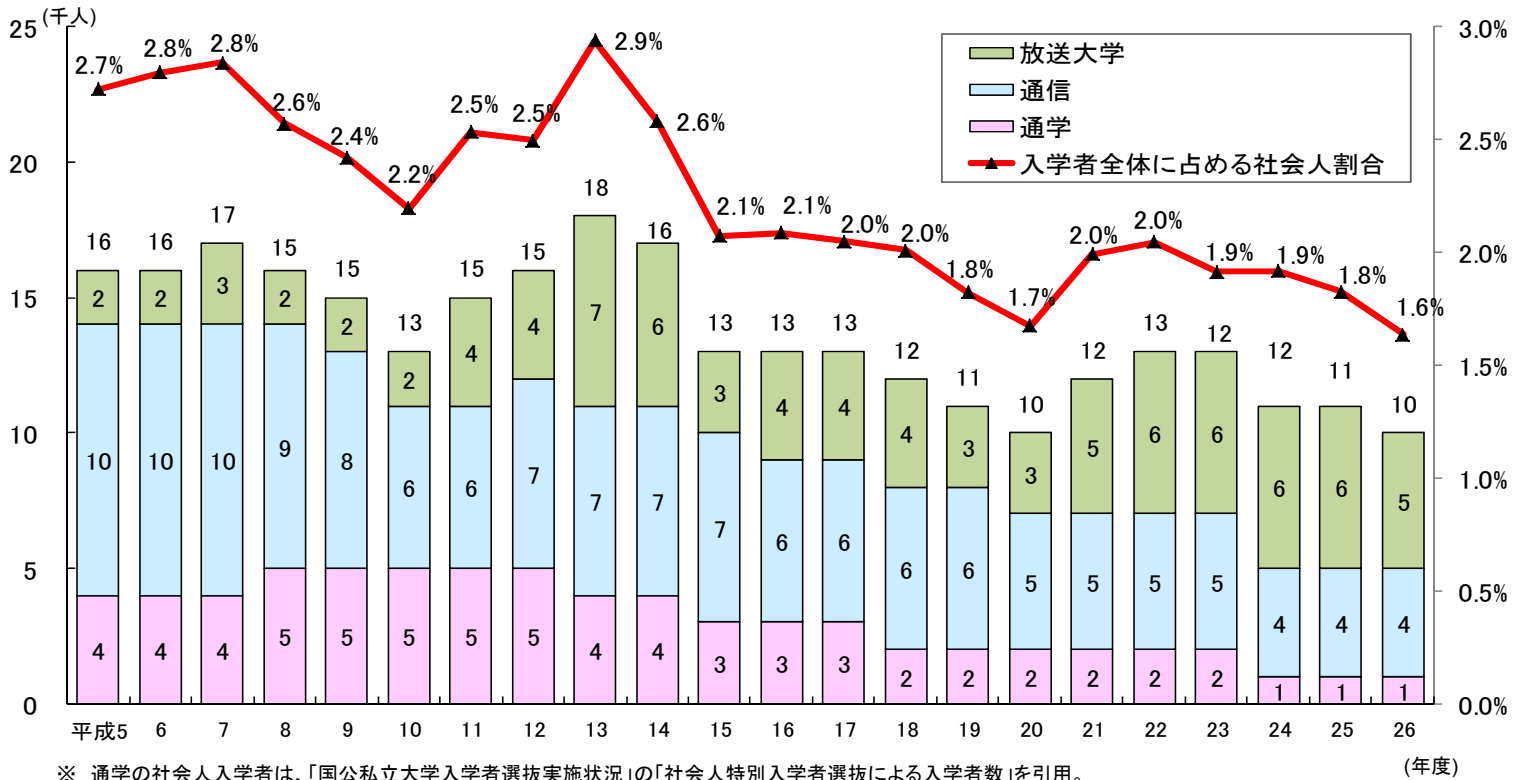
※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

※ 「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

出典: 文部科学省「学校基本調査」を基に作成

社会人入学者数(推計)の推移(大学)

大学の学士課程への社会人入学者数(推計)は、平成13年度の約1.8万人をピークに、平成20年度の約1万人まで減少。その後、増加したものの平成22年度以降減少し、平成26年度は約1万人。

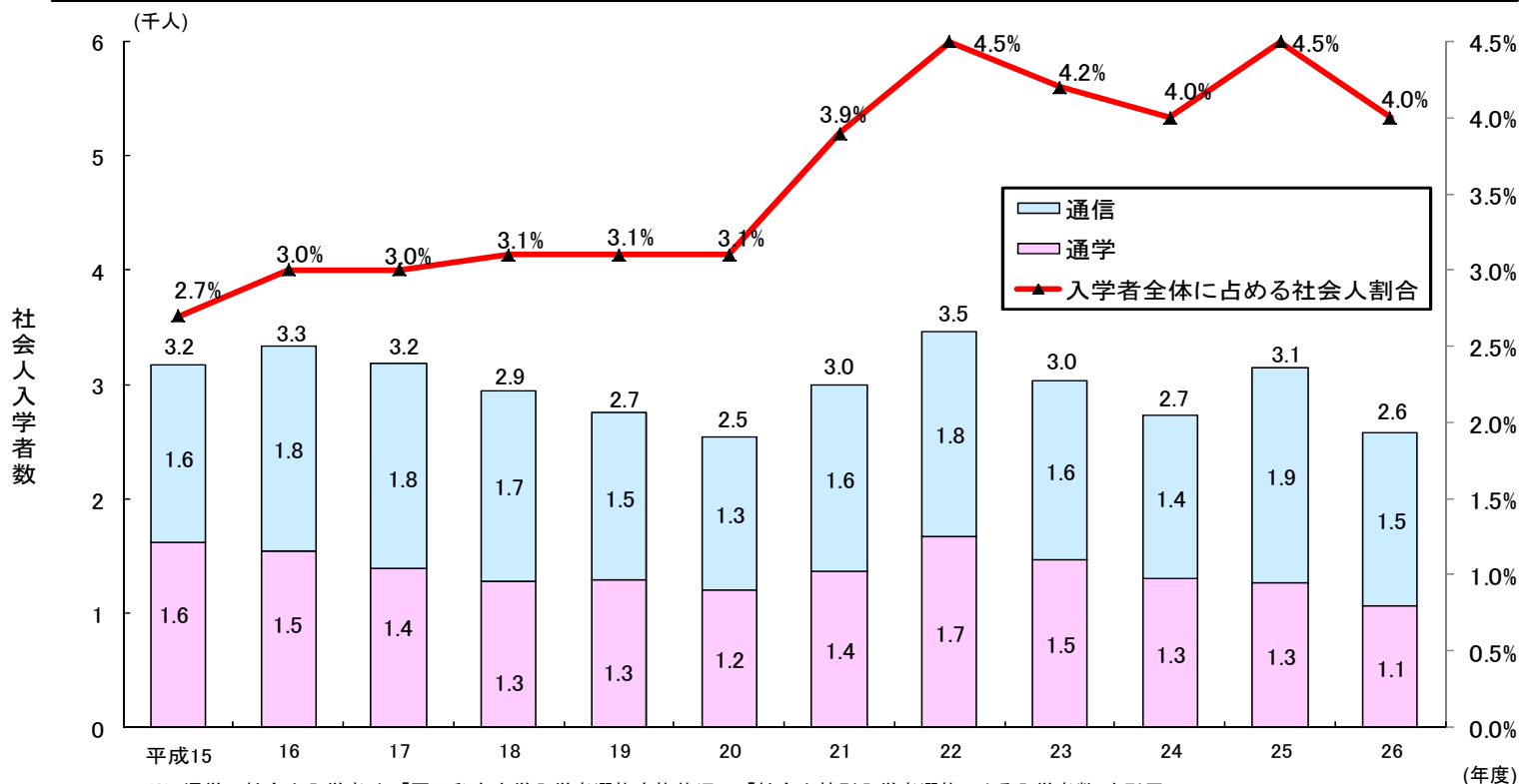


※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。
 ※ 通信、放送大学は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)
 ※ 「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

出典：文部科学省「学校基本調査」等を基に作成

社会人入学者数(推計)の推移(短期大学)

短期大学士課程への社会人入学者数は平成16年度の約3,300人をピークに平成20年度の約2,500人まで減少。その後、増加・減少を繰り返し、平成26年度は約2,600人。



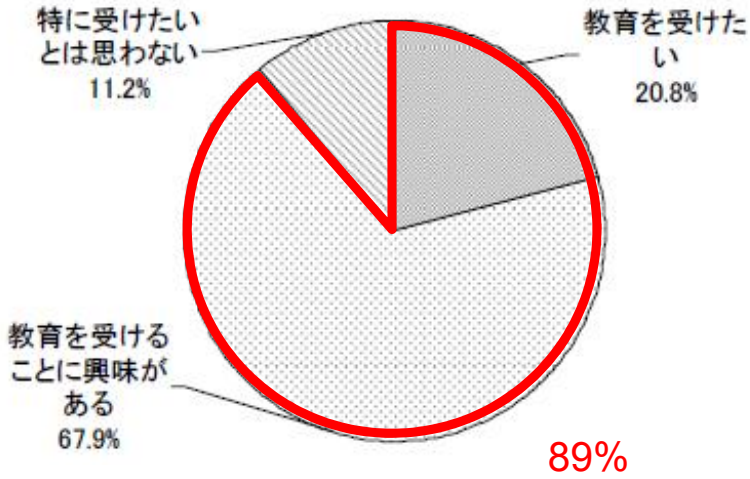
※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。
 ※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。
 ※ 「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

出典：文部科学省「学校基本調査」等を基に作成

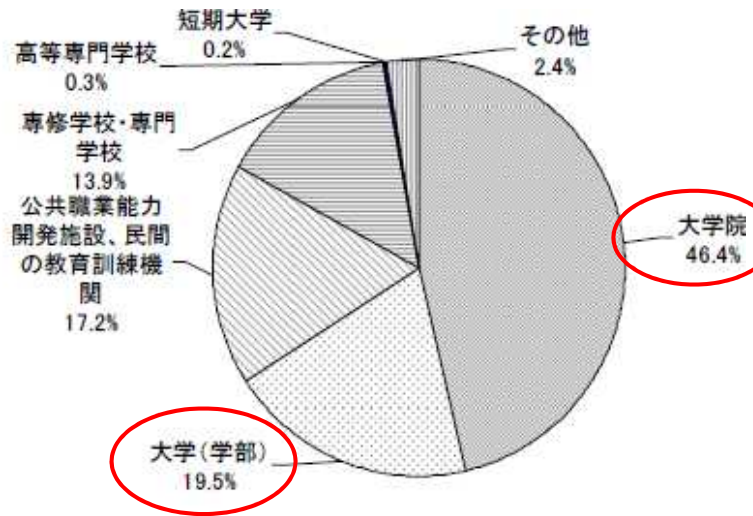
社会人の学び直しに関する現状(社会人の視点) ①

- 社会人の意識調査において、89%の人が、再教育を「受けたい」又は「興味がある」と回答。
- 再教育で利用したい教育機関として「大学院」、「大学(学部)」と回答した者が多い。

再教育の受講意識



再教育において利用したい教育機関

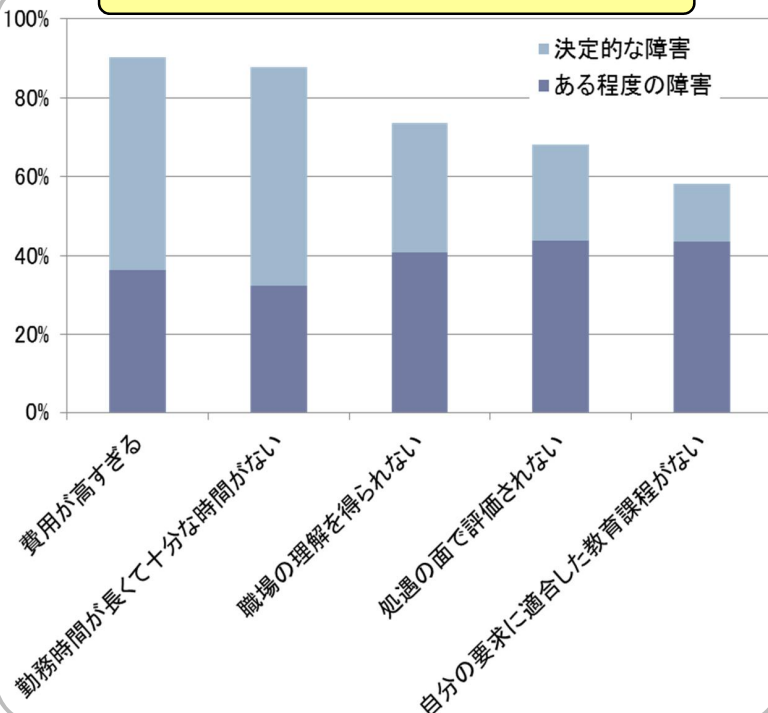


出典：職業能力開発総合大学校能力開発研究センター調査報告書No.128(平成17年3月) 大学卒業以上の学歴を持つ社会人1,761人に対するアンケート調査(複数回答)

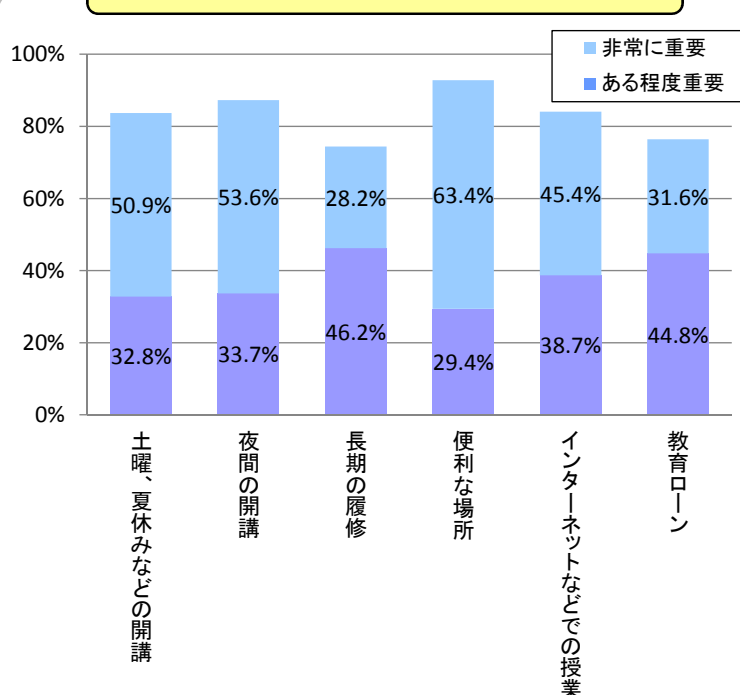
社会人の学び直しに関する現状(社会人の視点) ②

- 社会人の大学院進学のための主な障害は「勤務時間が長くて十分な時間がない」、「費用が高すぎる」、「職場の理解を得られない」と回答した者が多い。
- 便利な場所での授業や夜間、土曜、夏休みなどのフレキシブルな授業形態が求められている。

社会人の大学院進学のための主な障害



在職したまま大学院で勉強する条件

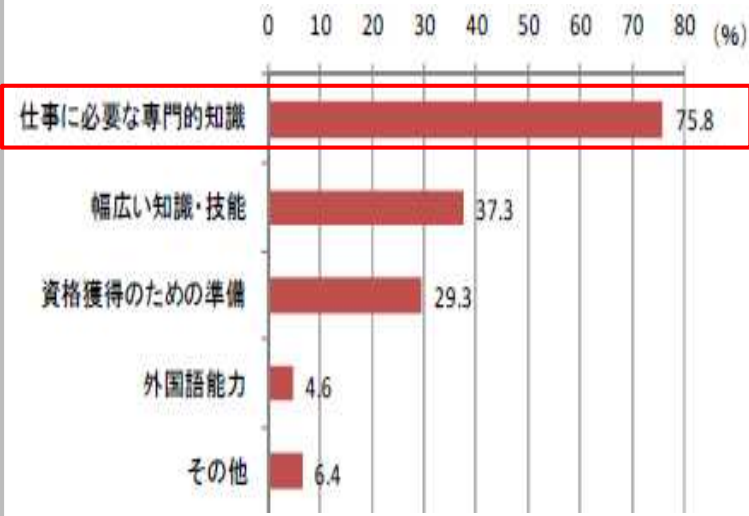


出典：「大学教育に関する職業人調査」(平成21年東京大学<科研費調査研究>) 無作為に抽出した事業所の大卒社員25,203人に対するアンケート

社会人の学び直しに関する現状(社会人の視点)③

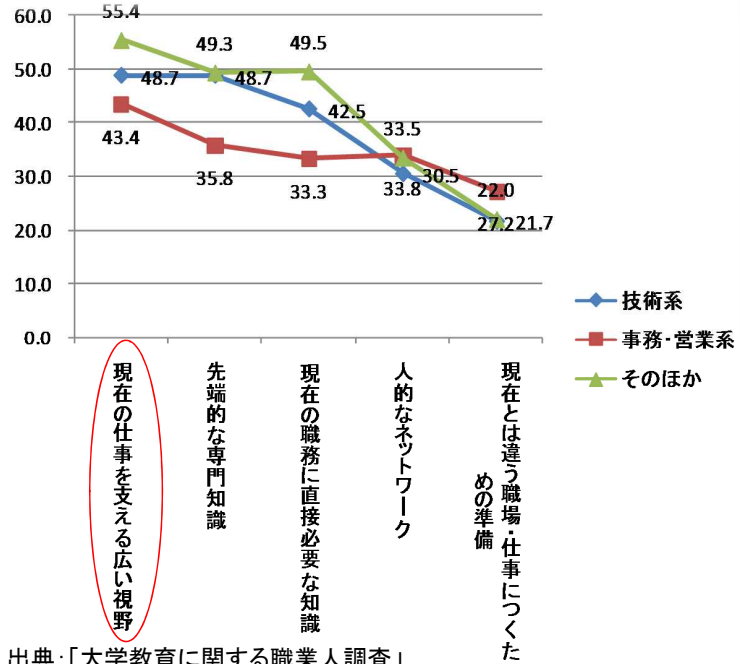
- 大卒の社会人が行っている学び直しの内容は、「仕事に必要な専門的知識」が最も多い。
- 大学院で学び直す目的は技術系、事務・営業系の社員とも「現在の仕事を支える広い視野」が多い。一方、「先端的な専門知識」、「現在の職務に直接必要な知識」は技術系の社員が多いなど、職務によってニーズは異なる。

大卒社員の学習内容



出典:「大学教育に関する職業人調査」
(平成21年東京大学<科研費調査研究>)
無作為に抽出した事業所の大卒社員25,203人に対するアンケート

大学院進学目的



出典:「大学教育に関する職業人調査」
(平成21年東京大学<科研費調査研究>)
無作為に抽出した事業所の大卒社員25,203人に対するアンケート
大学院進学に興味がある者(アンケート全体の約半分)の意見

社会人の学び直しに関する現状(社会人の視点)④

- 社会人学生が「最先端のテーマ」、「研究推進能力を身に付ける」カリキュラムを重視するのに対して、大学院は必ずしも「最先端のテーマ」、「研究推進能力を身に付ける」カリキュラムを重視していない。

【カリキュラム内容で重視する点】

<社会人学生(複数回答)>

<大学院(複数回答)>

問9.2 カリキュラムで重視して欲しい内容 MA	合計 (N=5431)	内訳			合計				
		1位	2位	3位以降	0	5,000	10,000	15,000	20,000
01 最先端にテーマを置いた内容	14,725	9,645	3,390	1,690	[Bar chart showing distribution]				
02 我が国の企業全般が抱える諸問題への指針を提供できるような内容	7,400	4,140	2,170	1,090	[Bar chart showing distribution]				
03 学際性に配慮した幅広い視点からの研究・学習が可能な内容	13,930	8,265	3,880	1,785	[Bar chart showing distribution]				
04 特定の分野を深く追求した研究・学習が可能な内容	19,755	12,240	5,430	2,085	[Bar chart showing distribution]				
05 応用・実践問題の研究・学習に重点をおいた内容	12,930	6,405	4,600	1,925	[Bar chart showing distribution]				
06 基礎理論の研究・学習に重点をおいた内容	10,420	5,400	3,650	1,370	[Bar chart showing distribution]				
07 特定職種の実務に必要な専門的知識・技能を習得できる内容	12,990	7,950	3,650	1,390	[Bar chart showing distribution]				
08 幅広い仕事に活用できる知識・技能を習得できる内容	9,335	4,590	3,410	1,335	[Bar chart showing distribution]				
09 独創的な発想による問題解決力を養う内容	10,960	4,440	4,210	2,310	[Bar chart showing distribution]				
10 知識に基づいた深い洞察力を養う内容	13,285	5,385	5,340	2,560	[Bar chart showing distribution]				
11 研究推進能力を身に付ける内容	17,990	9,855	5,310	2,825	[Bar chart showing distribution]				
12 座学のみならず、実習を重視した内容	6,465	2,490	2,420	1,555	[Bar chart showing distribution]				
13 その他	830	660	90	80	[Bar chart showing distribution]				

問2 カリキュラムで重視する点 MA	合計 (N=1510)	内訳			合計				
		1位	2位	3位以降	0	2,000	4,000	6,000	8,000
01 最先端にテーマを置いた内容	2,580	1,680	510	390	[Bar chart showing distribution]				
02 我が国の企業全般が抱える諸問題への指針を提供できるような内容	1,090	630	330	130	[Bar chart showing distribution]				
03 学際性に配慮した幅広い視点からの研究・学習が可能な内容	7,860	5,430	1,740	690	[Bar chart showing distribution]				
04 特定の分野を深く追求した研究・学習が可能な内容	6,430	4,215	1,730	485	[Bar chart showing distribution]				
05 応用・実践問題の研究・学習に重点をおいた内容	6,060	2,340	2,820	900	[Bar chart showing distribution]				
06 基礎理論の研究・学習に重点をおいた内容	2,815	1,560	910	345	[Bar chart showing distribution]				
07 特定職種の実務に必要な専門的知識・技能を習得できる内容	4,435	2,640	1,230	565	[Bar chart showing distribution]				
08 幅広い仕事に活用できる知識・技能を習得できる内容	2,385	825	930	630	[Bar chart showing distribution]				
09 独創的な発想による問題解決力を養う内容	2,965	1,125	1,210	630	[Bar chart showing distribution]				
10 知識に基づいた深い洞察力を養う内容	2,760	870	1,140	750	[Bar chart showing distribution]				
11 研究推進能力を身に付ける内容	2,690	930	1,020	740	[Bar chart showing distribution]				
12 座学のみならず、実習を重視した内容	1,560	300	730	530	[Bar chart showing distribution]				
13 その他	115	105	10	0	[Bar chart showing distribution]				

※社会人学生: 調査対象の大学院に在学中の社会人学生
※優先度の高い順に最大3つまで回答(1位15点、2位10点、3位5点として換算)

社会人の学び直しに関する現状(社会人の視点)⑤

○ 社会人学生が大学院において、「事例研究・ケーススタディ」、「実務経験のある教員・教師」による教育手法を重視するのに対して、大学院は必ずしもそのような教育手法を重視していない。

【重視する教育方法】

<社会人学生(複数回答)>

問9.3 重視して欲しい教育方法 MA	合計 (N=5431)	内訳			合計				
		1位	2位	3位以降	0	10,000	20,000	30,000	40,000
01 ICTを活用した教育方法	4,365	2,475	1,120	770					
02 事例研究・ケーススタディ	22,940	12,150	7,780	3,010					
03 グループワーク・ディスカッション	16,850	8,220	6,050	2,580					
04 レポート・論文作成指導	29,165	17,610	8,530	3,025					
05 個別的教育指導	24,455	14,730	6,920	2,805					
06 実務経験のある教員・講師による指導	25,275	15,720	6,900	2,655					
07 専門課程実施前の専門知識・基礎知識の復習	12,985	5,820	4,750	2,415					
08 講義の補講・復習	2,335	750	940	645					
09 実習・演習	7,485	3,195	2,580	1,710					
10 その他	990	795	120	75					

<大学院(複数回答)>

問3-1 現在実施している/今後重視する教育方法 MA	現在実施 (N=1510)	今後重視 (N=1511)	現在実施					今後重視				
			0%	20%	40%	60%	80%	0%	20%	40%	60%	80%
01 ICTを活用した教育方法	5.2%	14.5%										
02 事例研究・ケーススタディ	29.1%	30.4%										
03 グループワーク・ディスカッション	31.2%	36.2%										
04 レポート・論文作成指導	72.1%	56.3%										
05 個別的教育指導	64.8%	52.3%										
06 実務経験のある教員・講師による指導	27.0%	29.5%										
07 専門課程実施前の専門知識・基礎知識の復習	11.4%	14.2%										
08 講義の補講・復習	3.2%	3.2%										
09 実習・演習	30.6%	27.1%										
10 その他	2.1%	3.2%										

※社会人学生: 調査対象の大学院に在学中の社会人学生

※優先度の高い順に最大3つまで回答(1位15点、2位10点、3位5点として換算)

出典: 「社会人の大学院教育の実態把握に関する調査研究」

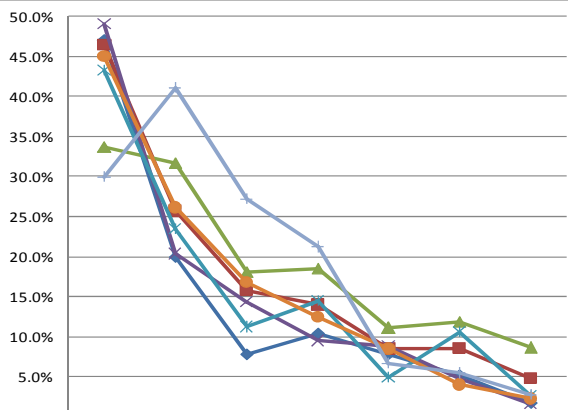
(平成21年度早稲田大学<文部科学省: 先導的・大学改革推進委託事業>)

社会人の学び直しに関する現状(企業の状況)①

○ 原則として社員の大学院修学を認めていない企業が半数となっている。

○ 過去3年間に従業員を大学院へ送り出した企業は8%となっており、大学院の授業料を企業が負担したのは12%となっている。

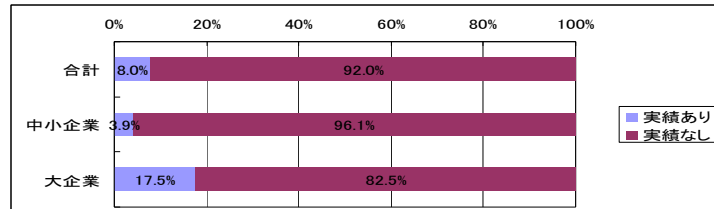
大学院修学への方針(業種別)



	原則として認めない	上司の許可が条件	勤務条件で配慮	能力開発として奨励	今後、奨励の方向で検討	特定のもの派遣	授業料を補助
農林、鉱業	47.0%	20.0%	7.8%	10.4%	7.8%	5.2%	1.7%
建設、製造	46.4%	25.7%	15.8%	14.0%	8.5%	8.6%	4.8%
電機ガス、情報通信	33.7%	31.7%	18.1%	18.5%	11.1%	11.9%	8.6%
運輸、卸売	49.1%	20.4%	14.3%	9.5%	8.9%	4.8%	1.6%
金融保険、不動産	43.2%	23.4%	11.2%	14.5%	5.0%	10.6%	2.6%
飲食宿泊、サービス他	45.0%	26.1%	16.8%	12.4%	8.5%	4.0%	2.3%
教育、医療	30.0%	41.1%	27.2%	21.2%	6.7%	5.5%	2.8%

過去3年間に従業員を大学院へ送り出した実績

問1 従業員を大学院へ送り出した実績の有無 SA	中小企業 (N=735)	大企業 (N=314)	合計 (N=1049)
	01 実績あり	29	55
02 実績なし	706	259	965



※中小企業: 従業員数300人未満 大企業: 従業員数300人以上

大学院の授業料を負担した者

問6 授業料を負担したもの MA	合計 (N=4615)	合計				
		0.0%	20.0%	40.0%	60.0%	80.0%
01 自己負担	87.8%					
02 大学が負担(給付型奨学金など)	5.4%					
03 政府が負担(教育訓練給付金など)	1.6%					
04 所属企業が負担	12.1%					
05 その他	2.9%					

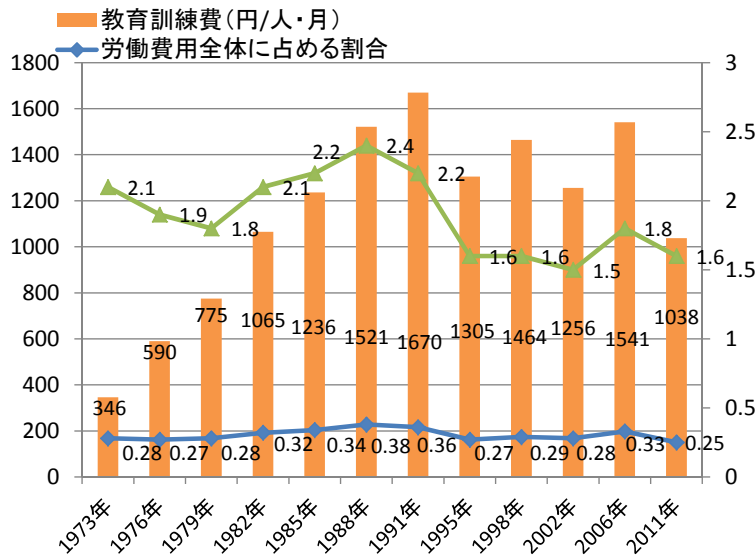
出典: 「大学教育に関する職業人調査」(平成21年東京大学<科研費調査研究>) 無作為に抽出した8,777の事業所に対するアンケート

23 出典(上記2つのデータ): 「社会人の大学院教育の実態把握に関する調査研究」(平成21年度早稲田大学<文部科学省: 先導的・大学改革推進委託事業>)

社会人の学び直しに関する現状(企業の状況)②

- 民間企業における社員への教育訓練費及び、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練の実施状況もほぼ横ばいとなっている。

企業の支出する教育訓練費の推移



※常用労働者が30人以上の民間企業から、一定の方法により抽出した企業の回答をもとに作成(2011年調査の有効回答数4,296)

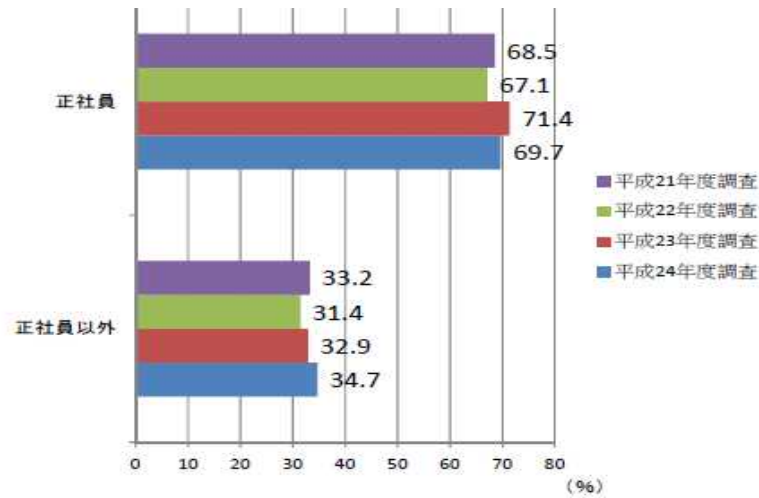
出典:労働省「労働者福祉施設制度等調査報告」、「賃金労働時間制度等総合調査報告」、厚生労働省「就労条件総合調査報告」(抽出調査)

・ここでいう教育訓練費とは労働者の教育訓練施設に関する費用、訓練指導員に対する手当や謝金、委託訓練に要する費用等の合計額をいう。

・現金給与以外の労働費用には退職金等の費用、現金給与の費用、法定福利費、法定外福利費、募集費、教育訓練費、その他の労働費用が含まれる。

OFF-JTの実施状況

OFF-JTを実施した事業所の割合



※常用労働者が30以上の事業所から、一定の方法により抽出した事業所の回答をもとに作成(平成21年度調査の有効回答数:4,463)

出典:能力開発基本調査、調査対象年度は前年

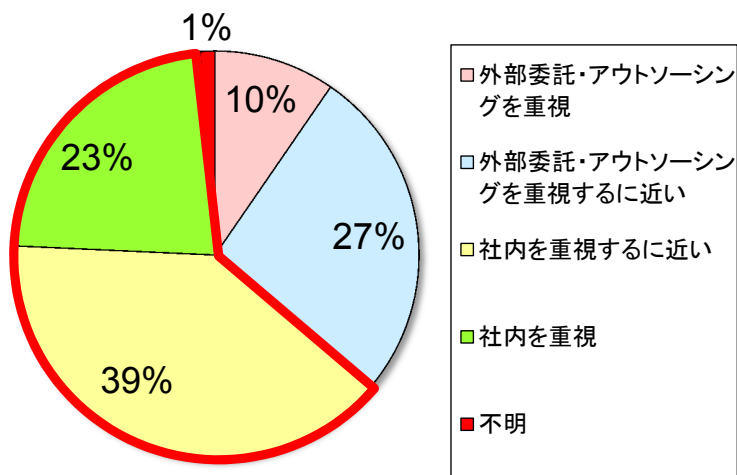
(例:「平成21年度調査」とあるのは、平成21年度に平成20年度の状況を調査)

○OFF-JT:業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のこと。例えば、社内研修や、業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなどが含まれる。

社会人の学び直しに関する現状(企業の状況)③

- 民間企業における教育訓練の実施にあたっては、6割以上の民間企業が社内での教育訓練を重視(重視するに近いを含む)している。
- 民間企業が実施したOFF-JT(通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練)で、大学・大学院・高専の活用したのは、わずか1.9%となっている。

教育訓練の実施方法の方針(正社員)



実施したOFF-JTの教育訓練機関の種類(正社員)

自社:74.8%
 民間教育訓練機関:42.3%
 親会社・グループ会社:25.8%
 職業能力開発協会等の業界団体:23.8%
 商工会等の経営者団体:13.3%
 公共職業訓練機関:5.1%
大学、大学院、高専:1.9%
 専修学校・各種学校:0.9%

○OFF-JT:業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のこと。例えば、社内研修や、業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなどが含まれる。

出典:平成25年度「能力開発基本調査」(厚生労働省)

- 24常用労働者30人以上を雇用している企業を対象に、約7,200企業を抽出。

社会人の学び直しに関する現状(企業の状況)④

○ 企業が従業員を大学院へ送り出しやすい環境として、通学環境、学習環境、経済的な優遇及び教育内容・方法をその条件としてあげている。

【企業が従業員を大学院へ送り出しやすい環境(複数回答)】

問2-1 2) 従業員を大学院へ送り出しやすい大学院環境 MA	合計 (N=84)	内訳			合計				
		1位	2位	3位以降	0	200	400	600	800
01 社会人学生に対する経済的な優遇	510	330	120	60					
02 所在地や設備などの学習環境	390	180	160	50					
03 開講時間帯や履修期間・形態などの通学環境	695	480	170	45					
04 教員の質	180	60	80	40					
05 教育内容や方法	310	150	90	70					
06 学位審査方法	110	45	40	25					
07 その他	15	15	0	0					

※優先度の高い順に最大3つまで回答(1位15点、2位10点、3位5点として換算)

出典:「社会人の大学院教育の実態把握に関する調査研究」
(平成21年度早稲田大学<文部科学省:先導的の大学改革推進委託事業>)

社会人の学び直しに関する現状(企業の状況)⑤

○ 社会人向け教育プログラムへの期待について、企業が、「実践的な教育プログラムの充実」、「高度専門的分野の教育の充実」、「実務の最先端の人の講義」と考えているが、大学院は必ずしもそのような教育を重視していない。

【社会人向け教育プログラムの価値向上のために必要なこと】

<企業(複数回答)>

問11 社会人向け教育プログラムへの期待 MA	合計 (N=1049)	合計
01 体系的教育の充実	12.0%	
02 より理論的な教育の充実	14.5%	
03 知識や技能だけでなく、方法論や考え方に 関する教育プログラムの充実	36.7%	
04 理論と実践のバランスのとれた教育プログラム や講師陣の検討	25.1%	
05 実践的な教育プログラムの充実(ケーススタディー やロールプレイングなど)	30.6%	
06 分野横断的な教育の充実	11.4%	
07 知財やMBAなどのビジネスに直結する高度専門的分野の教育の充実	16.8%	
08 実務の最先端の人の講義	16.0%	
09 職業人出身の講師、メンターの充実	5.2%	
10 企業との連携と企業ニーズの把握の充実	11.4%	
11 自己分析などのカウンセリングの充実	6.2%	
12 社会人向けの時間帯を工夫するなど受講生の立場に 立った運営	15.0%	
13 その他	0.3%	
14 特になし	13.5%	

<大学院(複数回答)>

問10 大学院や大学院修了者の価値向上のために 取り組むべき事 MA	合計 (N=1510)	内訳			合計				
		1位	2位	3位以降	0	2000	4000	6000	8000
01 体系的教育の充実	2,943	1,845	504	594					
02 より理論的な教育の充実	954	285	372	297					
03 知識や技能だけでなく、方法論や考え方に 関する教育プログラムの充実	3,879	1,710	1,080	1,089					
04 理論と実践のバランスのとれた教育プログラム や講師陣の検討	5,025	2,535	1,320	1,170					
05 実践的な教育プログラムの充実(ケーススタディー やロールプレイングなど)	1,911	495	696	720					
06 分野横断的な教育の充実	1,986	555	564	867					
07 知財やMBAなどのビジネスに直結する高度専門的分野の教育の充実	1,101	450	240	411					
08 実務の最先端の人の講義	855	90	240	525					
09 職業人出身の講師、メンターの充実	540	60	144	336					
10 企業との連携と企業ニーズの把握の充実	2,061	570	456	1,035					
11 自己分析などのカウンセリングの充実	216	0	48	168					
12 社会人向けの時間帯を工夫するなど受講生の立場に 立った運営	3,219	1,170	816	1,233					
22 その他	330	300	12	18					
23 特になし	210	210	0	0					

※優先度の高い順に最大5つまで回答(1位15点、2位12点、3位9点、4位6点、5位3点として換算)

出典:「社会人の大学院教育の実態把握に関する調査研究」
(平成21年度早稲田大学<文部科学省:先導的の大学改革推進委託事業>)